

令和6年度包括外部監査 措置内容（令和7年度版）

【監査テーマ】 公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について

①指摘事項

項目		ページ
1 宇都宮市の公有財産の管理	1.1 公有財産台帳の管理 1.1.4.1 システム間の整合性の確保	1
	1.1 公有財産台帳の管理 1.1.4.2 現物確認の実施	1
	1.1 公有財産台帳の管理 1.1.4.3 公有財産台帳の未整備	1
	1.1 公有財産台帳の管理 1.1.4.4 公有財産の価格改定について	1
7 河内農業構造改善センター	7.2.2 事業者の選考過程の検証・収支状況利用状況の検証	1
10 宇都宮駅東口地区整備事業	10.8.1 複合施設棟②の整備事業について (1) 優先交渉権者の決定過程の問題点【提案時の実行性の検証】	2
	10.8.1 複合施設棟②の整備事業について (2) 構成員変更時の問題点【審査の不十分性】	2
	10.8.2 応募資格審査の不備	3
11 ライトキューブ宇都宮・ 宮みらいライトヒル	11.8.2 覚書の締結について	3
	11.8.3 交流拠点施設の指定管理料の支出負担行為について	3
	11.8.4 利用料金収入及び指定管理料について	4
	11.8.5 交流拠点施設の計画の未策定	4
16 西鬼怒川地区グラウンドワーク 活動センター	16.2.3 事業者の選考過程の検証・収支状況利用状況の検証	4
24 駐車場施設	24.3.2 相生駐車場の市営駐車場としての今後の在り方の確認 24.3.2.3(1) 相生駐車場の今後の方針について	5
27 宇都宮競輪場	27.5 消防設備点検の改善状況の確認 27.5.2.1 立入検査への対応について	5
29 一条中学校跡地	29.8.3 契約保証金額の設定基準等の未整備	6

②意見

項目		ページ
3	岡本コミュニティプラザ 3. 5. 1 児童館機能の更新, 面積拡大による利用拡充	7
4	まちづくりセンター (まちびあ) 4. 6. 1 まちづくりセンター配置の検討	7
8	中央図書館 8. 6. 1 構造体劣化状況追加調査の速やかな実施	7
9	文化会館 9. 4. 1 コア抜き調査と今後の改修計画について	7
10	10. 8. 1 複合施設棟②の整備事業について (3) 事業契約時の問題点【提案内容が実行されない場合の対応について】	8
	10. 8. 1 複合施設棟②の整備事業について (4) ホテル整備に係る取組みにおける問題点【宇都宮市のマネジメントについて】	8
11	ライトキューブ宇都宮・ 宮みらいライトヒル 11. 8. 1 指定管理事業者の財務能力の審査について	9
12	ブレックスアリーナ宇都宮 (宇都宮市体育館) 12. 6. 1 アリーナ改修工事について	9
14	東部総合公園整備運営事業 14. 4. 1 「Park-PFI」活用の効果測定について	10
15	15. 5. 1 施設整備に係る事前検討について	10
	15. 5. 2 今後の施設利用の効果測定について	10
17	17. 4 現場視察と消防設備点検関連資料等その他の資料の確認 17. 4. 2. 1 「消防用設備等点検結果報告」について	11
	17. 4 現場視察と消防設備点検関連資料等その他の資料の確認 17. 4. 2. 2 監視カメラについて	11
22	悠久の丘(斎場) 22. 5. 1 式場等の受益者負担率設定根拠の明確化及び受益者負担率見直しの検討	11
23	公衆トイレ 23. 7. 1 老朽化したトイレの再整備方針について	11
26	宇都宮共同高等産業技術学校 (宇都宮市高等職業訓練校) 26. 3. 2. 1 今後の学校のあり方と個別修繕計画の検討	11
27	27. 3 競輪場入場者数増加の施策・施設の利活用の確認 27. 3. 2. 1 入場者数増加に向けた施策について	12
	27. 4 宇都宮競輪場選手宿舍整備事業の確認 27. 4. 3. 1 避難場所等としての利活用について	12
29	29. 8. 1 プロポーザル方式実施要綱等の未整備	13
	29. 8. 2 土地利用方針改定の手順・プロセス	13

**【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況
1 宇都宮市の公有財産の管理			
1.1 公有財産台帳の管理			
1.1.4.1 システム間の整合性の確保			
公有財産台帳と固定資産台帳のデータに相違が見られる事例が確認された。宇都宮市の「新地方公会計 固定資産台帳管理・更新マニュアル」では、固定資産台帳と公有財産台帳、道路台帳、公園台帳などの法定台帳との整合性を定期的に確認する必要があると定められている。しかし、現状では、公有財産台帳と固定資産台帳のデータ整合性が確認されていない。 財務情報の適正性を確保するためには、各台帳間のデータ整合性を確認する仕組みを早急に整備し、定期的な確認を実施することが必要である。	29	財政課	各台帳間のデータ整合性につきましては、マニュアルに基づき定期的な確認に努めているところではありますが、対象資産が膨大でありますことから、今後、システム改修の際に各台帳間でデータ整合が図れるような機能の導入について情報収集をまいります。(参考)
1.1.4.2 現物確認の実施			
「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(総務省)では、固定資産台帳の整備手順の実務において、資産の棚卸を定めている。また、宇都宮市の「新地方公会計 固定資産台帳管理・更新マニュアル」においても、資産の棚卸、手順を定められており、建物、土地、工作物、物品について、年度ごとに対象所管課を特定し3年かけて現物確認を実施するとされている。 しかし、実際には、資産の棚卸は行われていないため、固定資産台帳の網羅性や正確性を確認することができていない。固定資産台帳には、地方公共団体が所有する固定資産を網羅的かつ正確に記載する必要がある。また、記載された資産が、実際に地方公共団体が所有する資産であることを現物調査によって確認することが重要である。そのため、資産の棚卸の手順に従い現物確認を実施し、固定資産台帳の網羅性と正確性を確保する必要がある。	29	財政課	資産の棚卸及び現物確認の実施につきましては、日常業務において現物確認を実施しているところではありますが、対象資産が膨大でありますことから、今後、網羅性と正確性を確保しつつ、効率的な現物確認の実施に向け努めてまいります。(参考)
1.1.4.3 公有財産台帳の未整備			
宇都宮市財産管理規則によれば、土地、建物、工作物、立木竹、地上権等、特許権等、有価証券等について、公有財産台帳を作成しなければならないと定められている。しかし、現状では土地と建物についてのみ公有財産台帳が作成されており、その他の種別については、公有財産台帳が作成されていなかった。 公有財産台帳は、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調査」の調製等のために整備・管理することが求められているものである。早急に土地、建物以外の種別についても、公有財産台帳を作成し、資産の実態を明らかにする必要がある。	29-32	管財課	土地、建物以外の種別の公有財産台帳の作成につきましては、関係課との意見交換のほか、中核市や県内市町での取扱いについて確認するための調査を進めており、その調査結果を踏まえた台帳の整備手法について検討してまいります。(対応中)
1.1.4.4 公有財産の価格改定について			
宇都宮市財産管理規則によれば、以下のような規定が置かれている。 (台帳価格の改定等) 第44条 理財部長は、公有財産について3年ごとにその年の3月31日の現況においてこれを評価し、公有財産の台帳価格を改定するものとする。 2 土地又は建物及び工作物の価格は、適正な時価により評定しなければならない。この場合において、評定方法については、別途定めるものとする。 評価方法に関する規定として「公有財産台帳登録価格評価要領」が設けられているが、この要領に基づき台帳価格の改定が行われた記録は確認できなかった。規則に基づき運用が行われていない現状は不適切であり、規則に従い価格改定を実施すべきである。もし価格改定の必要性がない場合は、規則の内容を現実に即したものに改訂する必要がある。	32	管財課	台帳価格の改定につきましては、令和10年度の台帳価格改定に向け、関係課との調整を行いながら、中核市や県内市町の取組について調査を進めており、その結果を踏まえ、 「公有財産台帳登録価格評価要領」の見直しを含めた実効性のある改定手法について検討してまいります。(対応中)
7 河内農業構造改善センター			
7.2.2 事業者の選考過程の検証・収支状況利用状況の検証			
指定管理者から毎年提出される収支状況報告書兼状況報告書(以下、報告書)について、監査の過程で数値の一部に誤りが発見された。具体的には、令和5年度の報告書において収入の部と収支差額の記載に誤りがあり、令和4年度の報告書においても収支差額に誤りが確認された。 宇都宮市は、報告書を指定管理者から受領し内容を確認したとのことであるが、数値の確認が徹底されていなかった。宇都宮市は今後、報告書について内容確認及び計算チェックを徹底する体制を構築することが必要である。	56	農業企画課	指摘を踏まえ、令和6年10月に収支状況報告書を修正させ、あわせて、同じ誤りがないか報告書を点検し、誤りがないことを確認しました。また、係員全員で根拠法令、市のマニュアルについて「共通理解」を図りました。担当者、係長、決裁者で内容の確認及び計算チェックを今後徹底してまいります。(対応済)

【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況
10 宇都宮駅東口地区整備事業			
10.8.1 複合施設棟②の整備事業について			
(1) 優先交渉権者の決定過程の問題点【提案時の実行性の検証】			
<p>宇都宮駅東口地区整備事業において、複合施設棟②(※)が未整備の状態にある。その原因は、複合施設棟②の内に計画されているハイブランドホテルの整備計画が進んでいないことにある。</p> <p>ハイブランドホテルの整備事業の枠組みは、構成員である㈱Colours Internationalが事業組成の主体となり、ホテル整備に必要な資金調達とホテルを整備・保有するSPC(特定目的会社)の設立を担うスキームとなっていた。しかし、㈱Colours Internationalは「うつのみやシンフォニー」で定めた期限内に必要な資金調達ができず、現在もホテル整備計画の実行には着手されていない。</p> <p>事業者選定時の「うつのみやシンフォニー」の提案書では、ハイブランドホテルの企画開発主体を「SPC」と記載するのみで、具体的な事業主体は明示されていなかった。提案後の平成31年1月に、㈱Colours Internationalが構成員に加わっており、提案時点では同社は構成員でなかった。このことから、ホテル整備の役割を担う事業者は、提案時点において具体的に定まっていなかったと考えられる。宇都宮市は、提案時において「うつのみやシンフォニー」からホテル整備スキームについて説明を受けたと主張しているが、その具体的な説明内容や資料は保管されておらず、監査時に確認できなかった。</p> <p>また、ホテル整備事業費8,979,229千円の財源について、当初の提案では全額自己資金を前提としていたが、選考審査の過程で長期借入に変更されている。この資金調達財源の変更はホテル整備に関する重要な事項であるにもかかわらず、変更理由の確認や資金調達の実現性の検証は行われていなかった。</p> <p>さらに、選定委員会の審査講評では、「ホテルの運営者については、今後、協議の上、最終決定するとの提案であることから、提案の運営者が確保されるかどうかについては懸念がある。」と指摘されていた。宇都宮市は新たな構成員である㈱Colours Internationalを加えた上で事業契約を締結したが、契約締結時においても、SPCへの出資や資金調達の根拠は確認されていなかった。</p> <p>以上を踏まえると、宇都宮市は提案時において「うつのみやシンフォニー」に対し、「SPC」の設置に関する具体的な計画を求め、事業の実行可能性について十分に検証すべきであったと考える。</p> <p>※複合施設棟②：商業、ホテル、駐車場 ※施設計画検討中</p>	79-80	市街地整備課	<p>提案時及び選考審査の過程での変更時におきまして、ホテル整備に関する事業計画や資金調達について、募集要項に基づき確認しております。</p> <p>今後、同様の事業における事業者の選考過程におきましては、SPCによる事業スキームの提案に対し、その際、より詳細な事業計画の検証ができるよう募集要項等を検討してまいります。(参考)</p>
(2) 構成員変更時の問題点【審査の不十分性】			
<p>宇都宮市は、募集要項において「提案書提出以降の応募グループの構成員変更及び追加は原則認めない」としている。</p> <p>しかし、平成31年1月18日付で「うつのみやシンフォニー」から提案書提出時及び基本協定締結時において構成員であった㈱ビック・ビーの脱退と新たに㈱Colours Internationalを構成員として加える「構成員の変更申請書」の提出を受けて、宇都宮市は承認している。</p> <p>この構成員の変更に合わせて複合施設棟②の施設計画の見直しも行われている。その内容は次のとおりである。</p> <p><見直し内容></p> <p>複合施設棟②の施設計画の変更内容：ホテルの拡充・オフィスフロア削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室数：200室⇒280室 ・宴会場、レストランなどの共用部の機能を追加 ・階層：14～25階⇒6～27階(※6～12階の業務施設をホテルに変更) <p>オフィスフロアの削減に伴い担当事業者である(株)ビック・ビーが脱退</p> <p>宇都宮市は、この構成員変更申請について、宇都宮駅東口地区整備事業者選定委員会の審査結果には「影響しないもの」と判断し承認している。しかし、構成員の変更については、企業の決算書など応募資格に関する資料の確認にとどまっておらず、「影響しないもの」と判断した経緯や、施設計画の見直しに伴う事業費・収支計画の変更、事業に与える影響の評価、および審査結果決定後の構成員変更の妥当性について検証が行われていない。</p> <p>また、この変更申請は事業者選定後に行われたため、選定委員会で再度説明を受け、施設計画の見直しや構成員交代の影響、是非について審議する機会が設けられなかった。</p> <p>さらに、構成員として加入した㈱Colours Internationalは現時点において、役割であるホテル施設の整備事業を遂行できていない。このことを踏まえると、構成員の変更の承認が妥当であったかについて疑念を抱かざるを得ない。</p> <p>宇都宮市は、構成員変更を例外的に認める場合、変更に対する相当の理由が必要であることを認識し、構成員変更および施設計画の見直しの手続きについては、慎重な審査と評価を実施すべきである。</p>	79-82	市街地整備課	<p>構成員変更申請時におきまして、応募資格に関する資料の提出を求め、事業者選定への影響や収支計画なども含め確認し、構成員変更の妥当性があるものと判断しております。</p> <p>今後、本事業と同様のスキームでの事業を実施する場合は、事業の特性を踏まえまして、より慎重な審査や評価に努めてまいります。(参考)</p>

【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況																	
<p>10.8.2 応募資格審査の不備</p> <p>民間施設を保有する企業の応募資格に関する審査において、「自己資本金額」で審査すべきところ「総資産金額」で審査を行っていた。 募集要項に定める民間施設を保有する事業者の資格要件は、次のとおりである。 ・民間施設を保有する企業 事業用敷地の借地及び契約期間中、継続して本事業全体マネジメントできる資力と企画力を有する企業であることとし、次の資格基準をすべて満たしていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">資格基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">資力</td> <td>営業キャッシュフロー規模</td> <td>3期連続でマイナスになっていないこと</td> </tr> <tr> <td>総キャッシュフロー規模</td> <td>3期連続でマイナスになっていないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">信用力</td> <td>経常利益</td> <td>3期連続で赤字計上していないこと</td> </tr> <tr> <td>自己資本金額</td> <td>3期連続債務超過になっていないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">債務返済能力</td> <td>利払能力</td> <td>最近期の値が1.0未満でないこと</td> </tr> <tr> <td>有利子負債比率</td> <td>最近期の値が100%以上でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の審査項目のうち、信用力「自己資本金額」について、資格審査資料では誤って「総資産金額」が用いられていた。 この点について監査人からの指摘を受け、宇都宮市が再度「自己資本金額」を用いて検証したところ、資格審査の結果に変更はなかったとのことである。しかし、応募資格審査は、公募型プロポーザル方式において、事業者としての適格性を判断する極めて重要なプロセスである。仮に、「自己資本金額」による審査の結果、当該事業者が「失格」であった場合、資格を有しない事業者が選定されることになり、その影響は重大である。 したがって、審査項目や審査基準に誤りが生じないように、細心の注意を払い、適切かつ厳正な審査を実施することが求められる。</p>	項目	資格基準	資力	営業キャッシュフロー規模	3期連続でマイナスになっていないこと	総キャッシュフロー規模	3期連続でマイナスになっていないこと	信用力	経常利益	3期連続で赤字計上していないこと	自己資本金額	3期連続債務超過になっていないこと	債務返済能力	利払能力	最近期の値が1.0未満でないこと	有利子負債比率	最近期の値が100%以上でないこと	83	市街地整備課	<p>応募資格に関する審査項目のうち、信用力「自己資本金額」の審査について、監査人からの指摘を受け、改めて「自己資本金額」を用いて再度計算したところ、資格審査の結果に変更はありませんでした。 今後、同様の事業を実施する場合は、誤りが生じないように細心の注意を払い、適切かつ厳正な審査を行ってまいります。(参考)</p>
項目	資格基準																			
資力	営業キャッシュフロー規模	3期連続でマイナスになっていないこと																		
	総キャッシュフロー規模	3期連続でマイナスになっていないこと																		
信用力	経常利益	3期連続で赤字計上していないこと																		
	自己資本金額	3期連続債務超過になっていないこと																		
債務返済能力	利払能力	最近期の値が1.0未満でないこと																		
	有利子負債比率	最近期の値が100%以上でないこと																		
<p>11 ライトキューブ宇都宮・宮みらいライトヒル</p> <p>11.8.2 覚書の締結について</p> <p>宇都宮市は、令和4年3月24日付で指定管理者である宇都宮駅東口交流拠点施設運営共同事業体との間で、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少に関する措置に関する「覚書」を締結している。 協定第27条において「交流拠点施設の管理運営に係る経費が提案書においてあらかじめ定めた額を超過した場合において、宇都宮市は指定管理者に対して、その経費を負担しない。ただし、市が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。」と定めており、この覚書は、「市が特別な理由があると認める」場合の例外措置である。 しかし、この覚書は、指定管理者の指定について議決が行われた令和4年3月24日の第2回市議会定例会と同日に締結されている。議決の前提となった協定書では、指定管理者が利用料金収入により交流拠点施設の管理運営を行うとされているため、宇都宮市の負担は生じないとされているにもかかわらず、覚書の締結により、宇都宮市は、令和4年度に72,292千円、令和5年度に122,481千円と多額の追加支出を負担することとなった。 このように、重大な覚書の締結が予定されているにもかかわらず、市議会の議決時にその内容が説明されなかったことは、不適切であると言わざるを得ない。市議会の議決前に覚書の内容を説明し、議会での審議を行うべきであったと考える。</p>	94-95	観光MICE推進課	<p>「覚書」の締結は議決事項ではなく、実際に不足が生じ、「覚書」に基づき市が負担することとなった際の指定管理料につきまして、補正予算を計上し議決を得ております。引き続き、議会への説明につきましては、事案の重要度などを踏まえ適切に対応してまいります。(参考)</p>																	
<p>11.8.3 交流拠点施設の指定管理料の支出負担行為について</p> <p>宇都宮市は、指定管理者に交流拠点施設指定管理事業の収支損失相当額を指定管理料として支出している。 この支出負担行為は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少に伴い、管理運営経費に不足が生じたと判断して行われたものである。しかし、宇都宮市は事業者から提出された収支状況報告書(総括)およびその明細書の金額の整合性を確認したのみであり、指定管理者へのヒアリングや会計帳簿の検証、その他判断の根拠となる資料については十分に確認できていない。 その結果、利用料金収入の減少が本当に新型コロナウイルス感染症の影響によるものか、また施設管理経費に交流拠点施設以外の費用が含まれていないかについての検証が不十分であり、公金の支出として不適切であると言わざるを得ない。 協定では、原則として管理運営経費が提案書で定めた額を超過した場合、市はその経費を負担しないこととしており、例外的な取り扱い「特別な理由」が認められた場合に限るとしている。 したがって、覚書を根拠とする支出負担行為は、あくまで限定的であるべきである。新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少が「特別な理由」に該当するかを検証し、さらに収支報告書を精査して、交流拠点施設以外の経費が含まれていないことを確認した上で支出することが必要である。</p>	95	観光MICE推進課	<p>指摘を踏まえまして、令和7年3月に再度、収支報告に係る指定管理者へのヒアリングを実施し、適正な支出であることを確認しております。 引き続き、ヒアリング等を実施しながら適正な支出に努めてまいります。(対応済)</p>																	

【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況
11.8.4 利用料金収入及び指定管理料について			
<p>基本協定によると交流拠点施設は利用料金収入のみで運営する施設であり、交流広場は指定管理料及び利用料金収入で運営する施設である。</p> <p>両施設の利用料金収入及び指定管理料について、申請要項では、交流拠点施設及び交流広場を区分せず、指定管理料の算定を求めており、指定管理者予定者からは交流拠点施設及び交流広場を合わせた収支計画書が提案されている。</p> <p>指定管理予定者から提案された指定管理料1,370,700千円であり、決定額221,848千円と比べて著しい差異がある。</p> <p>この差異について、宇都宮市は、交流拠点施設等の収支見込の「参考資料」において提案審査時から指定管理予定者との調整後の収支見込により金額を調整している。</p> <p>利用料金収入の調整や新型コロナウイルス感染症による減収への対応（支出超過の補填）について、指定管理者選定委員会の審査資料等で検討・議論・決定の経過記録が確認できなかった。</p> <p>また、宇都宮市は、指定管理予定者との調整後の収支見込において、安定稼働時に収支均衡を前提として収入316,621千円を見込んでいるが、その根拠となる施設利用予定数や稼働率などの資料が示されていない。</p> <p>指定管理予定者が当初提案した収支計画では、安定稼働時の収入想定から約6割程度減少するものとして試算され、利用料金収入114,166千円とされている。この仮定に基づけば、指定管理予定者の提案時の収支計画における安定稼働時の利用料金収入見込みは、年間285,415千円と推定される〔計算式：114,166千円÷(1-0.6)=285,415千円〕。</p> <p>しかし、調整後利用料金収入316,621千円は、指定管理予定者の提案額の285,415千円を上回っているものの、どのような事業計画の変更により収入が増加することになったか、その根拠が不明である。</p> <p>以上の点から、宇都宮市が調整により算定した安定稼働時の収入見込みが、実際に確保されるか、実現可能かについて疑問がある。利用料金収入が見込みを下回った場合、支出超過が発生する可能性が高く、現行の運用では、覚書に基づき宇都宮市が支出超過相当額を指定管理料として負担し続けることになりかねない。</p> <p>宇都宮市は、交流拠点施設の運営を利用料金収入のみで賄うことを前提とするのであれば、指定管理者に対して実現可能な利用料金収入の提案を求め、調整を行う場合にはその根拠を明確に示すべきである。また、現行の利用料金収入のみで賄うことが困難な場合は、例えば、必要に応じて条例を改正し利用料金の上限を増額するなどの対応を検討すべきである。</p>	95-98	観光MICE推進課	<p>交流拠点施設の利用料金収入につきましては、料金設定に係る条例制定や指定管理者選定の段階で、運営経費の見通しや類似施設の状況などの視点から十分に検討・議論しており、その上で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、必要に応じて市が指定管理料を支出する取扱いとなっております。</p> <p>引き続き、次期指定管理に向けて、現在の指定期間（R8年度まで）の運営状況を十分に評価・検証し、施設の管理方針を検討してまいります。（参考）</p>
11.8.5 交流拠点施設の計画の未策定			
<p>宇都宮市において、交流拠点施設の利用計画や目標が定められていない。</p> <p>宇都宮市は「宇都宮駅東口地区整備方針」において、多くの集客や多様な催事開催による経済波及効果の発生、都市の魅力向上などを目的とし、コンベンション施設として交流拠点施設の整備方針を掲げている。</p> <p>この方針に基づき、宇都宮市は2,000人規模の催事開催に対応可能な施設を整備し、施設整備事業者から約96億円（交流拠点施設等公有財産購入費 9,630,112千円）で取得した。</p> <p>しかし、交流拠点施設は多額の市税を投入して整備した公共施設であることから、その投資の有効性や経済性を評価し、施設規模の必要性を検証することが求められる。そのためには、整備方針策定時の構想や需要見込みを具体化し、利用計画や目標を明確に策定すべきである。</p>	98	観光MICE推進課	<p>交流拠点施設の利用計画や目標につきましては、次期指定管理に向けて、現在の指定期間（R8年度まで）の運営状況を十分に評価・検証し、施設の管理方針を検討してまいります。（参考）</p>
16 西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター			
16.2.3 事業者の選考過程の検証・収支状況利用状況の検証			
<p>指定管理者から毎年提出される収支状況報告書兼状況報告書（以下「報告書」）について、監査の過程で報告書の記載漏れが発見された。具体的には、令和5年度、令和4年度、令和3年度の報告書において、収支差額の記載がなかった。</p> <p>宇都宮市は、報告書を指定管理者から受領し内容を確認したとのことであるが、内容の確認が徹底されていなかった。宇都宮市は今後、報告書について内容確認及び計算チェックを徹底する体制を構築することが必要である。</p>	129	農業企画課	<p>指摘を踏まえまして、令和6年10月に収支状況報告書を修正させ、あわせて、同じ記載漏れがないか報告書を点検し、記載漏れがないことを確認しました。また、係員全員で根拠法令、市のマニュアルについて「共通理解」を図りました。担当者、係長、決裁者で内容の確認及び計算チェックを今後徹底することとしました。（対応済）</p>

**【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況
24 駐車場施設			
24.3.2 相生駐車場の市営駐車場としての今後の在り方の確認			
24.3.2.3(1) 相生駐車場の今後の方針について			
<p>本駐車場の収支状況、利用状況、近隣駐車場の存在による供給過多、公の施設としての意義、賃貸借契約書の内容を総合的に勘案すると、本駐車場を閉鎖する方向に合理性があると考えられる。</p> <p>一方、宇都宮市は今後の方針について未決定であり、意思決定のための工程表も存在しない。現状と課題を踏まえると、本駐車場の閉鎖が検討される可能性が高いと考えられるが、賃貸借契約を更新し、運営を継続する選択肢もある。しかし、現時点では以下の課題が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場を継続する事の経済的合理性の試算が未実施。 ・ 駐車場以外の利活用に関する方針や計画が未策定。 <p>令和8年12月19日の賃貸借契約期限までに閉鎖する場合は、立体駐車場の解体工事の見積りの取得や解体工事の予算の確保、解体工事の実施計画の策定が必要であり、契約期限まで2年を切っている現状を考慮すると速やかな意思決定が求められる。</p> <p>また、駐車場運営の継続または駐車場以外の利活用のために契約を更新する場合は、更新後20年の経済的合理性の検討と利活用方針や計画を策定し、その合理性の検討を実施する必要がある。</p>	155	商工振興課	相生駐車場につきましては、利用者数の減少及び施設の老朽化を踏まえ、令和8年3月31日をもって閉鎖することとしました。(対応済)
27 宇都宮競輪場			
27.5 消防設備点検の改善状況の確認			
27.5.2.1 立入検査への対応について			
<p>令和5年5月31日に実施された『令和5年度競輪場における防火対象物・危険物施設の立入検査』において、使用期限を迎える消火器があるため、「更新の準備を進めること」との指導を受けた。宇都宮市は令和6年度中に交換予定としていたが、包括外部監査人が現場視察を行った時点では、改善対応が実施されていなかった。</p> <p>その後、宇都宮市は包括外部監査人の指摘を受け、迅速に対応を開始し、令和6年11月21日に入札公告を実施、令和7年2月までに消火器更新を完了する予定であることが確認された。</p> <p>しかし、立入検査に基づく改善対応が遅れていたことは事実である。今後、同様の改善事案が発生した場合には、速やかに対応を行うことが求められる。</p>	164	公営事業所	指摘を踏まえまして、令和7年2月に該当消火器の更新を完了しました。今後は、同様の改善事案が発生しないよう、グループ内及び所内において消火器の使用期限について情報共有を図るなど、再発防止に努めてまいります。(対応済)

**【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	指摘事項に対する措置状況
29 一条中学校跡地			
29.8.3 契約保証金額の設定基準等の未整備			
<p>本事業の事業用定期借地権設定契約書において、契約保証金額は地代1年分の10%にあたる5,084,490円に設定されている。しかし、契約保証金の目的は、延滞地代、損害賠償その他借地契約に基づく債務（原状回復のための建物等の解体撤去費用等）の不履行に充当するものと考えられるが、当該金額は少額であり、債務不履行時の損失の一部しか補填できない。また、宇都宮市の他の事業における事業用定期借地権設定契約では、契約保証金額を地代1年分としている例もある。</p> <p>契約保証金は、地方自治法施行令（第167条の16）により、確実な契約履行を確保するために納付すべきことが定められている。宇都宮市の宇都宮市契約規則第33条では、契約金額の10%以上と規定されているものの、事業用定期借地権設定契約における具体的な契約金額の算定方法は明示されていない。参考として、財務省通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」においては、「契約金額は、契約期間全体の貸付料合計金額とする」ことが示されている。</p> <p>宇都宮市は、「本事業においては、応募者の資力を含めた資格審査を行っているとともに、提案審査において、応募者から提出された「事業収支計画」について審査した上で、本事業を実施する事業者を選定しているため、選定事業者において、「事業収支計画」に基づき、適正に事業を実施するものと考えている。ただし、本事業については、事業期間が30年の長期にわたることから、不測の事態等に備え、事業用定期借地権設定契約書第29条において、選定事業者の賠償責任などについて規定している。</p> <p>また、本事業については、施設開業前に、既存の体育館の解体・撤去や、擁壁の築造替え及び柵・フェンスの付替え、樹木の伐採抜根・撤去などに係る費用（仮に市が実施した場合、公共積算等による想定金額は約123百万円）を、先行的に事業者側に負担させること、また、民間による独立採算の事業の中で、宇都宮市は広場や地域交流スペースなど「周辺地域のコミュニティの活性化につながる機能」や、狭あいな周辺道路の状況等を踏まえた、南の市道124号線に面する事業敷地に「歩行空間」などの公益的な機能の導入を求めており、これらは民間の収益に直結するものではないことから、事業成立性を高め、多数の事業者から幅広い提案をもらえるよう考慮し、「地代の支払いが遅れた場合の一時的な補填」とするほか、「30年後の事業終了時に、前述の歩行空間等の維持修繕に必要な経費（約200万円）」が確保できるよう契約保証金額を年額地代の10%とした。」と説明している。</p> <p>しかし、契約保証金は契約履行の担保としての金銭的保証であり、債務不履行時に充当するための妥当な金額とすべきである。この説明のみでは契約保証金額の妥当性が十分に担保されているとは言えない。</p> <p>事業用定期借地権設定契約は比較的新しい制度であり、その特殊性も考慮すべきである。したがって、今後の事業用定期借地権設定契約においては、契約保証金額の妥当性を確保するため、契約保証金額の設定基準や具体的な減免事由を定めたガイドラインを整備することが必要である。</p>	201 - 202	管財課 NCC推進課	<p>事業用定期借地権設定契約を活用した事業の実施にあたりましては、各事業ごとに契約保証金額を含めた公募要件等を適切に定めていく必要がありますことから、このたびのご意見を参考とさせていただきます。今後、庁内関係課で連携しながら、適正に事業が実施されるよう対応してまいります。（参考）</p>

【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
3 岡本コミュニティプラザ			
3.5.1 児童館機能の更新、面積拡大による利用拡充			
<p>岡本コミュニティプラザの児童館機能については、公共施設等総合管理計画の方針により、子どもの健全育成に関する利用者ニーズや国の動向等を踏まえ、サービス提供機能のあり方を検討することとされていたが、利用者数が回復傾向にあり、子どもの居場所が求められている等の理由により、当面継続するものとされた。</p> <p>宇都宮市では児童館に類する施設として他に、「ゆうあい広場」があるが、同施設の利用が特に活発であることを考慮すると、新しく広い室内施設は更にニーズが高いことも考えられる。宇都宮市は、全ての市民が安心して子育てに取り組めるよう、在家庭の支援に取り組む（第6次宇都宮総合計画）としていることから、保護者同伴の未就学児の利用が多い室内施設である児童館についても、当面継続するのみならず、機能更新、面積拡大等を行うことより、利用拡充を図ることを検討する余地があるものと考えられる。</p>	48-49	子ども政策課	<p>児童館などの屋内の遊び場につきましては、子育て家庭が、天候に左右されることなく、遊びや交流を通じた子どもの健全育成のさらなる推進につながるため、その拡充に向けて、現在、子どもや子育て家庭等からご意見を伺いながら、機能や設置場所等について具体的な検討を行っております。（対応中）</p>
4 まちづくりセンター（まちぴあ）			
4.6.1 まちづくりセンター配置の検討			
<p>まちづくりセンターは、定期的な維持管理、整備が実施され、機能的に利用されていると考えられるが、屋根外壁ともに老朽化の症状が見られる。建築保全課の点検では、屋根について、喫緊の問題はないとされているものの、長寿命化改修完了までに相当の支出が見込まれる。また、監査時点では、当該施設の長寿命化改修に関する個別計画等は作成されていない。</p> <p>当該施設は公共的課題の解決に主体的・自立的に取り組む地域社会をつくるためのまちづくり施設であるため、現在の位置から市役所本庁舎の近くへの移転や、集約・複合化することに大きなメリットがあると考えられる。</p> <p>仮に長寿命化改修着手後に解体及び移転、集約・複合化等が望ましい状況が生じた場合、二重の財政負担が発生する恐れがある。そのため、経済性や施設の効果を考慮し、当該施設に関する長寿命化改修計画の検討と併せて、施設配置の再検討を進めるべきである。</p>	51	みんなでまちづくり課	<p>まちづくりセンターにつきましては、現施設の老朽化や施設を取り巻く社会環境・ニーズの状況を踏まえ、現地での長寿命化のほか、移転再整備や他施設との複合化などを含め、ふさわしい施設の在り方を幅広く検討してまいります。（対応中）</p>
8 中央図書館			
8.6.1 構造体劣化状況追加調査の速やかな実施			
<p>中央図書館は宇都宮市の図書館の中央館として統括的な機能を有し、蔵書数や貸出人数が多い重要な施設である。しかし、築後40年を超え、外装・内装ともに大規模改修の必要性が高まっている。令和4年度に実施された構造体劣化状況調査では、現状は躯体の安全性に問題はないものの、「当該施設は長寿命化に適さない」との診断結果が示された。この診断結果を受け、大規模改修による長寿命化の是非や改築による再整備の必要性について検討を開始しているが、大規模改修等は実施されていない。</p> <p>中央図書館は宇都宮市図書館の中央館として重要な役割を担う一方で、既に「マネジメント事業計画」に基づく大規模改修等を実施する予定の時期となっている。当該施設については、より詳細な残余年数を把握するための追加調査は行われていないが、まずは速やかに追加調査を実施し、詳細な残余年数を把握し、大規模改修による長寿命化の是非について結論を出した上で、施設の今後の方向性を検討すべきであると考えられる。</p> <p>なお、当該施設は、延床面積の制約等から、蔵書点数が収容可能冊数（50～55万冊）に達しており、開架スペースの不足から開架率が他の図書館に比べて低いという課題を抱えている。ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンにおいては、都市拠点（中心市街地）に都市機能を集積する方針が示されているが、中央図書館は中心市街地外に位置しており、中心市街地における図書館機能は中央生涯学習センター図書室（蔵書数約2万点）及び図書館ランチ（パンパ出張所内・蔵書なし）に限られている。この状況を踏まえ、中心市街地に蔵書点数、開架点数を確保できる地域館規模の図書館新設も含めた再配置も併せて検討することが望ましいものと考えられる。</p>	60	生涯学習課	<p>ご意見をいただいた、中央図書館の構造劣化状況追加調査の実施や中心市街地への図書館新設も含めた再配置につきましては、施設の今後の方向性の検討を進めていく中で、参考にしております。（参考）</p>
9 文化会館			
9.4.1 コア抜き調査と今後の改修計画について			
<p>令和4年度に公共構築物の構造体劣化状況調査業務でコンクリートの圧縮強度や中性化の進行度などの調査（コア抜き調査）が実施された。その結果、文化会館は区分4と判定され、躯体の安全性に問題はないものの、長寿命化（80年）には適さない施設とされた。</p> <p>この診断結果を受け、担当部署は大規模改修による長寿命化の是非や改築による再整備の必要性について、検討を開始しているが、正確な残余年数は把握できていない。そのため、速やかに追加調査を実施し、その調査結果を踏まえて、施設の方向性を検討すべきであると考えられる。</p>	62	文化都市推進課	<p>文化会館につきましては、現在、再整備を含む施設の方向性について、庁内関係課との連携を密にして検討を行っており、また庁内においては、「公共施設等総合管理計画」の改定が進められておりますことから、その進捗状況も踏まえながら、追加調査の実施の適否も含めて対応を検討してまいります。（対応中）</p>

【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
10 宇都宮駅東口地区整備事業			
10.8.1 複合施設棟②の整備事業について			
(3) 事業契約時の問題点【提案内容が実行されない場合の対応について】			
<p>事業契約書について、実行されない場合の対応についての契約条項が定められていない。</p> <p>駅東口地区整備事業は、公募型プロポーザル方式を採用し、応募事業者からの提案内容について、選定委員会が事業者選定基準書に基づいて提案審査を行い、各提案書を採点して順位を決定し、最優秀提案の事業者を優先交渉権者に選定している。公募の公平性を確保し、事業目的を遂行するためには、提案内容の実行可能性が不可欠であり、実行されなかった場合は、何らかのペナルティを課す条項を設けることが考えられる。さらに、グループ体での応募の場合、構成員ごとの役割に応じた責任の所在を契約で明確に定める必要がある。</p> <p>そのため、事業契約においては、提案内容が確実に実行・具体化されない場合の対応について条項を盛り込むべきであると考えます。</p>	82	市街地整備課	<p>今後、本事業と同様のスキームでの事業を実施する場合は、提案内容が確実に実行・具体化されない場合の対応について検討してまいります。(参考)</p>
(4) ホテル整備に係る取組みにおける問題点【宇都宮市のマネジメントについて】			
<p>宇都宮市は現時点においても、複合施設棟②のハイブランドなホテルの整備は、うつのみやシンフォニーの事業提案において重要な施設であり、必ず実現すべきものであると考えている。そのため「うつのみやシンフォニー」に対して引き続き全力で取り組むよう強く求めるとともに、施設整備事業者等における参画意向や条件を把握するため、連携してヒアリングを行うなど、ハイブランドなホテルの着実な整備に向けて取り組みを進める方針である。</p> <p>しかしながら、宇都宮市においては、ホテル事業者の探索に関する事業者ヒアリング等を行っているものの、その結果を踏まえた複合施設棟②の整備を進めるための具体的な方策が確認できなかった。さらに、未整備の状態にもかかわらず、所管部署であった「駅東口整備室」は、組織再編により令和4年度から宇都宮駅東口整備事業に係る業務を市街地整備課に移管している。</p> <p>これらのことから、宇都宮市は複合施設棟②のホテル整備に係る進行管理が不十分であることが明らかである。</p> <p>現状の取組みだけでは、複合施設棟②の整備事業の実現の見通しが立たないばかりか、複合施設棟②の所有企業との間で事業用定期借地権設定契約も締結されていないため、事業計画で見込んだ地代の歳入が得られていない。</p> <p>なお、複合施設棟①(※)と同時期(令和2年4月)に事業用定期借地契約したと仮定した場合に令和5年度までに得られた地代収入は次のとおり推定される。</p> <p>月額992,654円×48か月(令和2年4月～令和6年3月)＝47,647,392円</p> <p>複合施設②の整備予定地は、駅東口の一等地に位置し、投資先として非常に魅力的な場所である。そのため、ハイブランドホテルにこだわらなければ、多くの事業者が参入の意向を示すことが考えられる。しかし、このような宇都宮市の玄関口と言えるエリアが長期にわたり未整備の状態であることは、宇都宮市民や地域経済にとって大きな損失である。</p> <p>宇都宮市は、複合施設棟②の整備について近い将来の期限を設定し、期限内にホテル事業者が決定せず、整備計画が具体化できない場合には、「うつのみやシンフォニー」以外の整備事業者を募集するなど、新たな方策を検討すべきである。</p> <p>さらに、期限内に計画を具体化できない場合には、「うつのみやシンフォニー」に係る複合施設棟②の構成員企業に対し、事業契約書第16条に定める「債務不履行等」の適用を検討することも必要である。</p> <p>※複合施設棟①：ウツノミヤテラス、カンデオホテルズ、立体駐車場</p>	82-83	市街地整備課	<p>本市といたしましては、「うつのみやシンフォニー」から提案されたハイブランドホテルは、当地区の魅力の創造・交流と賑わいの創出に欠かすことのできない施設であるとともに、当該地にハイブランドホテル等が整備されることは、本市のブランド力のさらなる高まりも期待できるものと考えております。</p> <p>ハイブランドなホテルを誘致する方針のもと、うつのみやシンフォニーにおいては、ホテル運営事業者等に対する進出条件などのヒアリングを市も同席しながら実施するとともに、その結果を基にした建設費の試算を行っているほか、事業環境の動向を確認しながらホテル事業者探索に取り組んでおり、本市においても、適宜、検討状況を報告させるなど、進行管理を行っているところであります。</p> <p>現在も建設コストの高騰が続いていることなどによる事業環境の悪化によりホテル事業の組成に至らない状況ではありますが、引き続き、ハイブランドなホテルの整備に向け、うつのみやシンフォニーとともに取り組んでまいります。(対応中)</p>

【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
11 ライトキューブ宇都宮・宮みらいライトヒル			
11.8.1 指定管理事業者の財務能力の審査について			
<p>交流拠点施設等の管理運営に係る事業者（指定管理者）は、平成30年の宇都宮駅東口地区整備事業の事業者選定において、「安定した能力の保持（組織能力、運営実績等）」の審査を実施し、すでに選定を行っている。そのため、宇都宮市は、指定管理者としての指定手続きにおいては、整備事業者の選定時には審査をしていない「サービスの向上」や「経費の縮減」について、事業者からの提案が市の求める「要求水準」を満たしているかについて審査を実施している。</p> <p>この点について、宇都宮市は、事業者選定においては、募集要項に従い主に運営実績の視点での審査を実施した。</p> <p>平成30年の宇都宮駅東口地区整備事業の事業者選定時における「コンベンション施設の運営・維持管理を行う企業の募集要件は次のとおりである。</p> <p>募集要項： IV. 応募資格に関する事項 2. (3) コンベンション施設の運営・維持管理を行う企業</p> <p>資格要件： 過去に運営・維持管理を行った、又は現在運営・維持管理を行っている施設で、提案内容と類似のホール等の運営・維持管理実績があること。</p> <p>さらに、指定手続において、当該施設は非公募の施設に該当するため、宇都宮市は非公募の場合の選定の流れに従い整備事業者の選定時には審査をしていない「サービスの向上」や「経費の縮減」審査を実施している。</p> <p>その結果、事業者選定および指定手続いずれの段階においても「財務能力」の審査が行われていないことになる。</p> <p>宇都宮市は、整備事業者の選定時において、施設の運営・維持管理を担う企業を含めて公募型プロポーザル方式に基づき「公募」で事業者選定しているため、交流拠点施設等の指定管理事業者についても、公募施設の場合と同様の選定基準を設けることが適切であったと考えられる。</p> <p>したがって、指定管理者の業務遂行能力を確保するためにも、指定手続の段階で「財務能力」の審査を実施すべきであった。</p>	92-93	観光MICE推進課	<p>ライトキューブ宇都宮・宮みらいライトヒル指定管理事業者の財務能力の審査につきましては、次期指定管理に向けて、現在の指定期間（R8年度まで）の運営状況を十分に評価・検証し、施設の管理方針や選定基準を検討してまいります。（参考）</p>
12 ブレックスアリーナ宇都宮(宇都宮市体育館)			
12.6.1 アリーナ改修工事について			
<p>12.4（「改修計画の進捗状況」）で記述したとおり、宇都宮市体育館において計画外の改修工事が実施されている。この改修工事について、経緯や工事価格の決定プロセスなどを確認するため、関連資料の閲覧および宇都宮市の担当者へのヒアリングを行った。その結果、以下の点について、客観性・周知性の更なる向上を検討すべきであったと考えられる。</p> <p>まず、プロポーザルの提案上限額の設定については、ブレックスが1業者から基本設計図面（案）と概算見積を徴取して設定している。宇都宮市の担当者によると、市においても類似の公共工事の実績を踏まえて試算し、当該業者の見積金額が公共工事で実施する場合の金額と比較して妥当な金額であることを確認したとの説明であったが、他の業者にも見積りを依頼することにより工事費の客観性の更なる向上を図ることができたものとする。</p> <p>次に、プロポーザルの周知性についてである。プロポーザル期間中、他の業者から問い合わせはあったものの、応募者は中村安藤建設共同企業体のみであった。宇都宮市のプロポーザル方式審査（選考）委員会型事務フローでは、公募から提案書提出まで3週間程度としており、今回のプロポーザルは公募が8月1日、提案書提出期限が8月30日とされ、期間的には事務フローを充足しているが、今回はブレックス主導でプロポーザルが公表され、宇都宮市はブレックスとの共同記者会見においてマスメディア関係各社への情報提供を実施しているほか、市のHPにおいてブレックスが募集しているHPへのリンク先を掲載しており、これらに加え、市の媒体も活用して募集することにより、プロポーザルの周知性の更なる向上を図ることができたものとする。</p> <p>最後に、宇都宮市の担当者によると、今回のアリーナ改修工事については、改修内容がBプレミア参入基準を充足するものかどうかブレックスがBリーグに適宜確認しながら進める必要があったことから、ブレックスに工事手続きを委任しているとの説明であったが、本来であれば、市有施設の改修であることから、宇都宮市が改修工事を通常の一般競争入札によって実施した方が望ましい案件であったものとする。</p>	103	スポーツ都市推進課	<p>今回のブレックスアリーナ宇都宮の工事手続きにおける客観性につきましては、ブレックスが業者から徴取した見積金額が、市で実施する場合の金額と比較して妥当であることを確認するなどにより確保するとともに、周知性につきましては、ブレックスや市においてマスメディア関係各社への情報提供やHPでの掲載を行うことで確保していたところがあります。今回の工事事業者選定手続きについては既に完了しておりますことから、一般競争入札による実施も含め、今後の取組の参考とさせていただきます。（参考）</p>

**【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
14 東部総合公園整備運営事業			
14.4.1 「Park-PFI」活用の効果測定について			
<p>宇都宮市は本公園の整備において「Park-PFI」の活用を基本としている。「Park-PFI」を採用することのメリットとしては、一般的に以下の点が挙げられる。</p> <p>公園利用者にとっては、飲食施設等の充実により利用者向けサービスが向上し、老朽化した施設の更新が期待されることで、公園の利便性や安全性が高まる。一方、公園管理者にとっては、民間資金を活用することで整備・管理にかかる財政負担の軽減が図られ、さらに民間の創意工夫を取り入れることで、公園の魅力やサービスレベルの向上が期待される。</p> <p>しかしながら、「Park-PFI」は事業期間が20年と長期であるため、その間に市況が大きく変化した場合、柔軟な対応が難しいという課題もある。今後、「Park-PFI」の活用事例の参考とするためにも、以下の2つの側面から効果測定を実施すべきである。</p> <p>① 市民サービス向上の効果：市民満足度調査などを通じて具体的に把握する。</p> <p>② 経済効果の測定：主要交通機関を絡めた近隣地域への販賣創出や経済波及効果の検証を行う。</p> <p>これらの効果測定により、「Park-PFI」の導入が公園整備に与える影響を客観的に評価し、今後の事業運営に活かすことが重要である。</p>	117	NCC推進課	<p>東部総合公園整備運営事業につきましては、指定管理者制度（利用料金制）を採用するとともに、選定事業者を指定管理予定者として管理運営を担わせることとしております。</p> <p>令和6年2月に締結した基本協定におきまして、選定事業者は、事業期間を通じて責任ある事業主体として本市の要求水準等を満たすとともに、自らが提案した認定計画に基づき、適正かつ確実に業務が遂行されているかどうかについてセルフモニタリングを行うこととしております。また、本市におきましても、認定計画に基づく事業の履行状況等に関するモニタリングを行うことから、その中で「市民サービス向上の効果」や「経済効果」について評価を行い、今後の事業運営に生かしていくこととしております。（対応済）</p>
15 北西部地域体育施設整備事業			
15.5.1 施設整備に係る事前検討について			
<p>北西部地域体育施設の概算整備費用（※土地取得費および脱炭素社会関連費用を除く）は、令和3年度策定の「北西部地域体育施設整備基本計画」において約35億円とされていたが、実際の整備事業費は約47億円規模となり、約12億円の増加が生じている。宇都宮市の担当者によると、整備事業費の増加については、基本計画において概算費用に含まれていなかった脱炭素社会関連費用について、太陽光発電設備等に係る費用を追加するとともに、近年の建設資材の価格高騰等を適切に反映させたことや、令和5年度に実施した基本設計の仕様に基づき、整備費用を算定した結果であるとの回答であった。</p> <p>第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画の策定段階において、宇都宮北西部地域での体育施設整備は人口カバー率を基に検討するとともに、需要予測については、既存体育館のうち準拠点施設に位置付けている河内体育館の規模を参考にしながら、選手の導線や利用者の滞留スペースを十分に確保するなど、大会開催に対応できる規模とすることと整理しているものの、将来人口推計を踏まえた施設整備後の需要予測については詳細な検討が行われていない。</p> <p>また、宇都宮市の担当者によると、ジャパンカップサイクルードレースやシクロクロスを開催している北西部地域の特性などを踏まえるとともに、整備する施設の機能について、地元住民との意見交換会を実施しながら、子どもから高齢者まで幅広い世代におけるスポーツ・健康づくりに参加できる場として、体育館のほか、テニスコートやBMX広場を導入するという整理を行ったものであるとの説明であった。</p> <p>しかしながら、今後、北西部地域では高齢化に伴う人口減少が見込まれる状況下で、高齢社会に適合した体育施設の整備を前提に考えた場合、計画されているBMX広場などの施設が本当に必要なか疑問が残る。また、事業費が約12億円増加したにもかかわらず、規模や設備の見直しを行い、当初の概算費用に近づける努力が不十分であった印象を受ける。北西部地域は高齢人口の割合が高いエリアであり、高齢社会に適合した体育施設の整備が求められるとしても、将来人口推計などを踏まえた需要予測や期待される効果を詳細に分析し、費用対効果を慎重に検討すべきであると考えます。</p>	127	スポーツ都市推進課	<p>北西部地域体育施設の機能・規模につきましては、人口カバー率をはじめ、既存体育館の規模や利用状況、市内外からの利用が想定される大会開催などを見込み、整理しているところであります。</p> <p>今後は、地域はもとより、市内全域において子どもから高齢者まで、幅広い世代におけるスポーツ・健康づくりに参加できる施設となるよう取り組んでまいります。（参考）</p>
15.5.2 今後の施設利用の効果測定について			
<p>15.5.1（「施設整備に係る事前検討について」）で述べたとおり、北西部地域体育施設には約47億円もの多額の市税が投入されることとなった。建設が既に決定している以上、これほどの規模の施設が本当に必要であったかを検証するためにも、新施設の利用状況や効果測定を実施すべきであると考えます。</p>	127	スポーツ都市推進課	<p>北西部地域体育施設につきましては、供用開始後、毎年、管理運営評価を行う中で利用者数や利用者ニーズの把握に努めることとしており、それらを踏まえて適切な施設運営を行ってまいります。（参考）</p>

**【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
17 クリーンパーク茂原			
17.4 現場視察と消防設備点検関連資料等その他の資料の確認			
17.4.2.1 「消防用設備等点検結果報告」について			
<p>クリーンパーク茂原において、令和5年9月に実施された「消防用設備等点検結果報告」（以下「点検結果」）の指摘事項については、全て対応済みであるとの回答を得た。</p> <p>しかし、過年度の点検結果では、指摘事項の対応結果や顛末が直接記載されていた一方で、令和5年9月の点検結果には、これらが記載されていないことが確認された。</p> <p>今後、施設関係者全員で情報を共有するためにも、点検結果に対応結果および顛末を直接記載すべきと考える。</p>	134	廃棄物施設課	<p>ご意見を踏まえまして、令和5年9月分の点検結果について、対応結果や顛末について追記を行いました。</p> <p>また、上記時期以外に実施した点検結果については、対応結果や顛末が既に記載されていることを確認しました。（対応済）</p>
17.4.2.2 監視カメラについて			
<p>クリーンパーク茂原のリサイクルプラザ制御室の監視カメラ映像（複数画面のうち1画面）が明らかに不鮮明な画像であった。質問を実施したところ、老朽化等による不具合が理由である旨の回答を得た。</p> <p>当該監視カメラ一式は令和6年3月に一般競争入札により『リサイクルプラザ運転監視用カメラ工事』、落札金額48,400千円（税込）として整備工事を令和7年3月までに完了予定である。</p> <p>クリーンセンター下田原に比べて相対的に老朽化が進んでいるクリーンパーク茂原は設備更新・修繕の要請が高い事が想定され、宇都宮市は限られた予算の中で計画的に設備更新・修繕を実施しているものの、火災の早期発見等に資する監視カメラ映像が一般見学者のルートから確認しても明らかに不具合が分かる状況であった事から今後同様の事案が発生しないよう、設備更新・修繕計画を適宜に見直すべきと考える。</p>	134	廃棄物施設課	<p>『リサイクルプラザ運転監視用カメラ整備工事』につきましては、令和7年3月に完成しており、令和7年度以降、監視カメラや消火設備の増設など、対策強化を図ってまいります。</p> <p>また、クリーンパーク茂原全体の各種設備の改修・整備につきましては、引き続き個別の劣化状況を踏まえた改修・整備計画の策定と工事監理を行ってきており、新施設の稼働開始を見据えながら、計画的に取り組んでいるところです。（対応済）</p>
22 悠久の丘（斎場）			
22.5.1 式場等の受益者負担率設定根拠の明確化及び受益者負担率見直しの検討			
<p>当該施設は、火葬炉（炉室）16基、式場2室（各室150人収容規模）を有しているが、火葬炉基数に比べると式場室数は少なく、また葬儀は突発的に発生するため、式場を利用したい市民の全ての需要に対応することは難しい。一方、社会環境等の変化を受けて、民間葬祭業者の式場提供は十分進んでいるものと考えられる。</p> <p>宇都宮市では、墓園等使用料の受益者負担率は、市場性・選択性があることから100%に設定されているが、式場等（式場、通夜控室、霊安室）の受益者負担率は50%とされており、その結果、式場等の使用料は民間よりも低廉に抑えられている。宇都宮市は現行の受益者負担率について「受益者負担の考え方に則り設定している」としているが、その設定根拠は必ずしも明確ではない。</p> <p>今後、火葬炉の稼働増加が予定され、式場へのニーズもさらに高まると考えられることから、宇都宮市は式場等使用料の受益者負担率について、その設定根拠をより明確化すべきであると考え、現状および将来の施設利用状況等を勘案し、式場等使用料の受益者負担率の見直しも検討すべきと考える。</p>	146	生活安心課	<p>悠久の丘式場等の使用料・手数料につきましては、次回見直しの際には、いただいたご意見を参考に社会情勢を見極め、設定根拠を明確にした上で受益者負担率を検討してまいります。（参考）</p>
23 公衆トイレ			
23.7.1 老朽化したトイレの再整備方針について			
<p>現在、設置もしくは改築されてから30年以上経過する老朽化が進行している公衆トイレとして8箇所ある。</p> <p>令和2年度の包括外部監査報告書において、「宇都宮市では過去に公衆トイレの利用状況調査や利用者アンケートを実施したことがないため、公衆トイレの利用者の状況調査を実施し、その結果を市民に開示した上で必要性を検討すべき」との意見が示されている。</p> <p>現時点では、宇都宮市は更新・廃止等の再整備の方向性を検討するため、対象施設に対する利用実態調査について測定機器を用いて実施中である。しかし、設置または改築から30年以上経過している公衆トイレについては、個別の再整備方針が決定している施設は存在しない。</p> <p>宇都宮市は、利用実態を把握した上で、関係部署との協議を重ね、早期に再整備方針を明確化する必要がある。</p>	149 - 150	廃棄物施設課	<p>老朽化した公衆トイレのうち、ご意見をいただいた8施設につきましては、利用実態調査が完了したことから、それらを分析するとともに、まちづくりの将来像を見据えながら、本市公衆トイレ全体の再整備方針の策定に取り組んでいるところであります。（対応中）</p>
26 宇都宮共同高等産業技術学校（宇都宮市高等職業訓練校）			
26.3.2.1 今後の学校のあり方と個別修繕計画の検討			
<p>宇都宮市は、毎年建物と用地を無償貸与し、さらに200万円の事業費補助を行うとともに、宇都宮共同高等産業技術学校の存続の可否を含めた今後の学校のあり方について運営会と意見交換を行っているところである。</p> <p>それらを踏まえ、運営会が今後の学校のあり方について、早急に検討を進められるよう、宇都宮市は、職業訓練法人等を認定する栃木県と支援していく必要がある。</p>	159	商工振興課	<p>宇都宮共同高等産業技術学校のあり方につきましては、運営会において、令和7年度末での訓練校の閉校及び運営会の解散を令和7年6月の総会で決議したところであります。本市といたしましては、訓練校閉校及び運営会解散に向けた手続きを、運営会が円滑に進められるよう、引き続き栃木県と連携した支援に努めてまいります。（対応済）</p>

【令和6年度】
「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
27 宇都宮競輪場			
27.3 競輪場入場者数増加の施策・施設の利活用の確認			
27.3.2.1 入場者数増加に向けた施策について			
<p>収容人数13,000人の施設に対し、競輪本場開催日の1日あたりの平均入場者数は過去3年間で約1,600人前後である。また、場外開催日は、1日あたり1,000人前後であり、収容人数と比較すると入場者数は少ない状況にあると言わざるを得ない。</p> <p>開催日の状況に応じてセンタースタンドの閉鎖等の対応を行い、効率的な開催運営に努めていることに加え、以下の施策が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> メインスタンドのシアターホールの外部貸出 映画鑑賞と競輪を組み合わせたナイトイベントの開催 近隣公園と連携し、競輪の理解促進や広報活動を目的としたイベントの実施 センタースタンドの一部を開放する取り組み <p>また、駐車場については、開催日・非開催日を問わず、市民利用の機会を提供するため、需給を勘案して無料開放している。</p> <p>今後は、競輪開催日の入場者数増加に向けた施策を一層推進するとともに、相対的に老朽化が進んでいるセンタースタンドについて、更なる利活用が望まれる。具体的には、改装や解体に加え、他の施設として新設することも含めた計画を引き続き検討する必要がある。</p>	162	公営事業所	<p>センタースタンドの利活用につきましては、宇都宮競輪場事業推進基本計画の目指すべき姿である「親しみやすい施設としての競輪場」の実現に向けて取り組んでいるところであります。</p> <p>現在、遊休スペースとなっているセンタースタンド3階をファミリー層などを対象としたイベントや若者や女性などを対象にダンススペースとして開放するなど利活用することにより、新たな層の競輪場への来場が徐々に増えてきております。</p> <p>今後も引き続き、新たな顧客層の更なる来場促進が図られるよう利活用策を講じてまいります。(対応中)</p>
27.4 宇都宮競輪場選手宿舍整備事業の確認			
27.4.3.1 避難場所等としての利活用について			
<p>宇都宮競輪場選手宿舍整備事業に係る一連の資料を確認した結果、意思決定の過程等について特段指摘すべき事項はなかった。</p> <p>一方で、監査の過程で整備される選手宿舍が災害等の場合に避難場所・宿泊場所として使用される可能性があるか質問したところ、「近隣に優先的に開設される避難所があることから、第一次避難所としては想定していない」旨の回答を得た。しかし、宇都宮市の第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）第2部第4章政策6には、『総合的な災害対応力の向上』を目標として掲げており、この点を踏まえると、選手宿舍を将来的に避難場所等として活用することは有用であると考えられる。</p> <p>さらに、選手宿舍が『公共的施設』として位置付けられる場合、高齢者・障害者等が安全かつ円滑に施設を利用できるためのバリアフリー要件（例：『宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例』第4章第17条等）をはじめとする法令の遵守が求められる可能性がある。これらの要件を満たすため、関連法令の適用状況や必要な対応について検討・協議を進めることが望ましい。</p>	164	公営事業所	<p>災害等の際の避難場所につきましては、危機管理課において災害等の区分に応じ指定しているところであります。選手宿舍につきましては、現時点で避難所等の指定はありませんが、災害等の規模や状況により、選手宿舍の利活用について、関係団体や危機管理課等と調整を図ってまいります。</p> <p>また、バリアフリー要件等関係法令の遵守については、選手宿舍の利活用の検討を進める中で適切に対応してまいります。(対応中)</p>

【令和6年度】

「公共施設等の管理及び整備に係る財務事務の執行について」の意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課 (共管課を含む)	意見に対する措置状況
29 一条中学校跡地			
29.8.1 プロポーザル方式実施要綱等の未整備			
<p>本事業は、公募型プロポーザル方式により事業者を選定しているが、本事業を対象としたプロポーザル方式実施要綱やガイドラインが整備されていなかった。宇都宮市では、「宇都宮市プロポーザル方式業務委託の実施に関するガイドライン」が整備されているものの、その対象業務はシステム開発業務や調査研究業務等に限定されており、本事業は対象外である。</p> <p>プロポーザル方式は競争入札を経ずに随意契約の候補者を決定する手法であるため、公正性、透明性、及び客観性を確保することが重要である。そのため、共通して遵守すべき事項を明確にし、他地方公共団体の事例も参考にしつつ、共通の事項を定めたプロポーザル方式実施要綱を早急に整備する必要がある。</p>	200	契約課 政策審議室 NCC推進課	<p>事業用定期借地権を活用した公募型プロポーザル方式による事業の実施にあたりましては、各事業ごとに、公募要件等を適切に定めていく必要がありますことから、このたびのご意見を参考とさせていただきます、今後、庁内関係課で連携しながら、適正に事業が実施されるよう対応してまいります。（参考）</p>
29.8.2 土地利用方針改定の手順・プロセス			
<p>プロポーザル方式は競争入札によらず、事業者の技術力・企画力・創造性等の企画提案を重視して事業者を選定し、随意契約を行う方式である。審査においては土地利用方針の理解が求められ、募集要項は土地利用方針に沿って策定されるため、土地利用方針が事業者選定にあたって決定的に重要である。今回、土地利用方針の策定及び土地利用方針の改定が行われているため、改定の経緯及び根拠について検討を行った。</p> <p>宇都宮市は、上述の通り、「本庁舎の大規模改修については、現庁舎で業務を継続したまま、改修できることを確認したこと、また、中長期的な公共機能の集約検討にあたり、対象の施設（青少年活動センター、まちづくりセンター、男女共同参画推進センター等の活動・交流支援機能）については、建物の長寿命化など計画的な予防保全を実施することにより、喫緊に建替えを必要とする状況ではないことを確認したこと、当面の間、民間利用を軸に土地利用を進めることとした」との検討結果を改定の根拠として、庁議部長会議の承認を経て改定が実施された。</p> <p>しかし、今回、改定するにあたり、一条中学校跡地利用に特化したアンケートや説明会などは実施されていない。改定前の方針に基づけば、喫緊の建替えが不要であっても、公共機能の集約・複合化は有効であり、商業施設などの民間機能を誘致する場合でも、公共機能を組み合わせた複合施設とする選択肢も考えられた。このような有効性を考慮すると、今回の改定がその有効性を上回る根拠であったかについては、更なる検討の余地があったと考えられる。</p> <p>今回、土地利用方針改定によって民間利用を軸に転換することにより、30年間の地代収入及び税収が確保できるとともに、市民ニーズに沿った民間機能を早期に誘導できるという、経済的な利点は認められる。しかし、市役所本庁舎近傍に約2ヘクタールの用地が存在するという特殊性を考慮すれば、改定前一条中学校跡地利用に特化したアンケートや説明会の実施など、より丁寧な手続きやプロセスが必要であったと考える。</p>	201	NCC推進課	<p>事業用定期借地権を活用した事業の実施にあたりましては、実施される事業内容が主に民間のサービスであっても、地域住民等のご理解が必要でありますことから、このたびのご意見を参考とさせていただきます、今後、類似の事業を実施する場合には、適切に対応してまいります。（参考）</p>